

○農林水産省告示第九百十八号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十四の規定に基づき、平成十年十二月二十五日農林水産省告示第九百四十三号（オーストラリアのタスマニア産ふじ種のりんご生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成十八年七月五日

農林水産大臣 中川 昭一

- 一 中「ふじ種の」を削る。
- 四を次のように改める。
- 四 生産地における消毒
 - (一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用し、てくん蒸すること。
 - (二) (一)のくん蒸は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり四十八グラムとすること。
 - イ 果実温度は、摂氏十七度以上とすること。
 - ウ くん蒸時間は、二時間以上とすること。
 - エ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートルで表した数値とくん蒸時間数との積は、七十六・四以上とすること。
 - オ 包装してくん蒸を行う場合にあつては、十分な通気性を有すること。

- (三) ふじ種及びジョナゴールド種のりんごの生果実のくん蒸を行う場合にあつては、次の要件を満たすことをもつて(二)の要件に代えることができる。
 - ア 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり四十八グラムとすること。
 - イ 果実温度は、摂氏十七度以上とすること。
 - ウ くん蒸時間は、二時間とすること。
 - エ 一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十三パーセントを超えないこと。
 - オ 包装してくん蒸を行う場合にあつては、十分な通気性を有すること。